

神戸市はり紙、はり札、立看板除却要綱

平成14年9月1日
市長 決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市又は神戸市長が管理する施設等に違法に貼られ、又は設置されることにより、道路交通の障害となり、街の美観を損ねているはり紙、はり札、立看板及び類似物件（以下「違法物件」という。）の除却に関することを定めることを目的とする。

(除却活動の対象物件)

第2条 第1条にいう違法物件は別表1のとおりとする。但し、次に掲げるものは除く。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、設置するもので、選挙の期日の告示の日又は公示の日以降から選挙の当日までのもの。
- (2) 冠婚葬祭、社寺等の行事その他地域の年中行事を表示したもの。

(対象施設)

第3条 除却活動の対象とする施設は次のとおりとする。

- (1) 建設局が所管する道路、公園
- (2) みなと総局が所管する道路、公園

(除却)

第4条 市長は、第3条に定める施設に貼られ、又は設置されている違法物件を、自ら除却し、又はその命じた者、委任したもの、道路占用者若しくは地域団体に除却させることができる。

2 違法物件を除却するときは、その内容、設置者等に関わらず、即時除却できるものとする。

(地域団体)

第5条 第4条にいう地域団体とは、一定の地域において自主的に個人及び世帯を構成主体として結成され、地域性及び共通目標をもつ開放的な組織体をいう。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱の施行に必要な事項は、施行細則で定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

(経過規定)

この要綱の施行の際、現に存する「神戸市はり紙、はり札、立看板除却要綱（平成5年3月12日市長決定）」、「地域団体が、神戸市はり紙、はり札、立看板除却要綱に基づいて、はり紙等を除却する場合の施行細則（平成5年4月1日施行）」及び「神戸市はり紙等除却活動助成要領（平成5年4月1日施行）」（以下「旧要綱等」という。）に基づき、地域団体と締結した覚書の期間、及びこの覚書に基づく除却活動に対する助成金の支給は、以下のとおりとする。

- (1) 覚書の期間は、平成15年3月31日までとする。
- (2) 助成金の支給は、平成14年度分の除却活動までとする。